第1 主旨

青年等就農計画の認定は、「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)に基づき、将来において、効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が「防府市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」(以下「基本構想」という。)に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市長が認定し、当該計画の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものである。

第2 青年等就農計画申請者

青年等就農計画を作成することができる青年等(以下「青年等就農計画申請者」という。)は、防府市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。)であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望し、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 青年(18歳以上45歳未満(農業経営開始時の年齢。以下同じ。)) ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める 場合には、50歳未満とする。
- (2) 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の 役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以 上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) (1) 又は (2) に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

第3 青年等就農計画の申請

- 1 青年等就農計画申請者は、青年等就農計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
- (1) 資金調達計画(別添1)
- (2) 借入金償還元利表(別添2)
- (3) 労働時間・分配(別添3)
- (4) 家畜導入計画(別添4)
- (5)減価償却表(別添5)
- (6) 農業構造分析表(別添6)
- 2 前項に定める青年等就農計画認定申請書の提出にあたっては、青年等就農計画申請者が、第4に定める関係機関・団体と内容を協議の上、提出するものとする。

第4 青年等就農計画の作成指導

市長は、防府徳地地域農業再生協議会、山口県農業協同組合防府とくぢ統括本部、山口県山口農林水産事務所等の関係機関・団体と相互の連携を図り、青年等就農計画申請者に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとする。

第5 青年等就農計画の認定等

- 1 市長は、青年等就農計画認定申請書の提出があった場合、農業経営基盤強化促進法施行規則の基準に照らした防府市青年等就農計画認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果に基づき、内容が適正であると認めたときは、青年等就農計画認定書(様式第2号)により認定を行うものとする。
- 2 防府市青年等就農計画認定審査委員会の開催にあたり審査委員が必要と認めた場合は、農業団体、山口県山口農林水産事務所の職員、当該青年等の指導等にあたっている農業者等(指導農業士等)を招集することができるもの

とする。

- 3 新規就農資金等を借入れる場合は、貸付に係る事務手続き等の円滑化を図るため、第3の1に定める書類一式をあらかじめ関係金融機関等に送付し、助言等を求めるものとする。
- 4 審査結果は、申請者に直接通知するとともに、認定資料一式の写しを付して審査委員会、山口県農業振興課及び防府市農業委員会に通知するものとする。

第6 青年等就農計画の変更

- 1 認定就農者が、認定を受けた青年等就農計画のうち、次の事項を変更しようとする場合には、青年等就農計画変更承認申請書(様式第3号)を作成し、市長に提出するものとする。
- (1) 就農時における目標の営農部門、就農予定地、所得目標(2割以上の増減に限る)、年間農業従事日数(2割以上の増減に限る)
- (2) 資金調達計画(借入額3割以上の増及び資金名の変更に限る)
- 2 青年等就農計画の変更手続き等については、前項に定めるもののほか、第3、第4、第5の規定に準じて行うものとする。

第7 青年等就農計画の認定の有効期間

第5の1で認定をした日から起算して5年とする。ただし、第2に規定する 既に農業経営を開始した青年等については、認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

第8 改善指導及び認定の取消し

- 1 市長は、認定就農者が青年等就農計画に従って目標達成に向けた取組が十分に図れていないと認められる場合は、関係機関の意見を聴取し改善指導事項をとりまとめのうえ、改善指導書(様式第4号)により認定就農者に改善を求めることができる。
- 2 市長は、前項に定める改善指導を実施したにもかかわらず、改善が図られない場合、又は認定就農者本人から取消し(様式第5号)の申し出があった

場合は、関係機関及び審査委員会と審議のうえ認定を取消すことができる。

なお、認定取消の手続きについては「農業経営基盤促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号)第5の2の7(3)に準じて行うものと する。

- 3 市長は、前項に定める認定の取消しをしたときは、青年等就農計画認定取 消決定通知書(様式第6号)により、認定就農者へ通知するものとする。
- 4 市長は認定就農者へ前項に定める通知をしたときは、審査委員会、山口県 農業振興課及び防府市農業委員会に通知するものとする。

第9 個人情報の取扱い

市長は青年等就農計画の申請等に係る個人情報の適切な取扱いに留意すると ともに、関係機関での情報共有について、様式第7号によりあらかじめ申請者 本人の同意を得るものとする。

第10 経営開始の届出

認定就農者は、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書(様式第8号)を 作成し、市長に提出するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、青年等就農計画の認定に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年9月30日から施行する。
- 2 防府市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(平成26年9月30 日施行)策定以前に、改正前の防府市就農計画認定実施要領の規定に基づき

実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号) 共 同 申 請

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者住所 氏名

年 月 日生(歳)

申請者住所

氏名

年 月 日生(歳)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

一寸小	死農計画の認定を 🕏	世前しより。									
		青年	等	就	農	計	画				
	就 農 地					農	業経営開始	音 日	年	月	日
	就農形態 該当する形態に レ印)	□新たに農業経 □親(三親等以 新たな部門を閉 □親の農業経営 □全体、	内の 開始 を継 ロー	親族和						とは別	川に
		と 継承す	一る糸	圣営で	の行	羊事其	阴間	年	か月	J	
(備	えとする営農類型 3考の営農類型 3中から選択)										
	将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及	 	二 目 光	 • (Al) 12	 - - - -	ン扫(P) ない	□ +画 \			
		(年间展案別符が	ζ U [×] ±	FI則力	判明	<u> 計削 ∪</u>	7児仏及い	日保儿			
					;	現状			目標(年)	
		年間農業所得					千円				千円
		年間労働時間					時間				時間
		現	状					目標(年)		
	作目・部門名	作付面積 飼養頭数		生產	至量		作付面 飼養頭		生	産量	
農業経営の規模に											

関 経営面積合計 す る 所在地 目標(現状 区分 地目 年) 目 (市町村名) 標 所有地 借入地 目標(現状 年) 作目 作業 作業受託面積 作業受託面積 生産量 生産量 特定作業受託 作目 作業 現状 目標(年) 作 業 受 託 単純計 換算後 事業名 内容 現状 目標(年) 農畜産物の 加工・販売 その他の関 連 · 附带事 業 生 型式、性能、規模等及びその台数 機械 • 施設名 産 現状 目標(年) 方 式 に 関 す る 目 標 経営管理に 関する目標 農業従事の態様 等に関する目標

目標を	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等	実力	施時期	事業	費	資金	名等
達成するために必要な措置				手 月		千円		
資	区分	資金名等		入時期	借入		借入多	条件
金調達計画			4	事 月		千円		
	氏 名 (法人経営にあ	代表者との続柄 年齢 (法人経営に		現場	犬 年間農業		見通し	農業
農	っては役員の氏名)	ては役職)			(日) (日)	担当第	英務 従事	日数 (日)
業経	21)	(代表者)			(H)			, H <i>)</i>
営の								
構								
成								
雇	常時雇(年間		現状			通し		人
用者	臨時雇(年間	実人数延べ人数	現状 現状			<u>見通し</u> 見通し		人人

\bigcirc	農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員	員(同号に掲げる者に
ßĘ	見る。)が有する知識及び技能に関する事項	

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注:法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。) ごとに作成すること。

	研修先	等の名称	Ē	听在地		専攻	• 営農部門
参							
考							
\smile							
技							
術•							
知	研修	等期間		年	月 ~	年	月
識							
\mathcal{O}							
習	研修内容等						
得	如形的合守						
状							
況							
	活用した						
	補助金等						

注:研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

	認定市町村名	認定年月日	備考
(参考) 他市町村の 認定状況			

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び 生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農 業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されてい る家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名 の後に(予定)と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営 を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の 場合は、年月日の後に(予定)と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。 なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、 親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。 該当する営農類型がない場合は、その他(○○)として、その他の営農類型名を○○に記載 する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来(経営開始後おおむね5年後)の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稲にあっては、耕起・代かき、田植 え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあっては

これらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2) の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作 目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷ 作業数」により換算した面積を記載する。
- エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載すると ともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を 記載する。
- 8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定と基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 10 「資金調達計画」欄には、目標を達成するために必要な資金毎に記載する。なお、「区分」 は、運転資金、機械整備、施設整備、農地造成等を記載する。
- 11 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名(法人経営にあっては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業 経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、 家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ 記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で 1日と換算する。
- 12 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者 に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容 で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 13 「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載す

る。

- ア 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等に おける教育・研修を記載する。
- イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を 記載する。
- ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を 記載する(他の欄は記載不要)。

別記

(備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

1 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜)

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、 露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営(農産物販売金額1位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合)の営農類型(例(2位の部門が麦類の場合):水稲+麦類)水稲+(麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他(○○)として記載する。(例1:その他(きのこ菌 床栽培)、例2(農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合):その他 (施設野菜+麦類))

(様式第1号) 個人・法人

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者住所
氏名<名称・代表者>
年 月 日生(歳)
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

		青年	等京	尤 農	計	画				
	就 農 地				農	業経営開始	日日	年	月	日
	就農形態 該当する形態に レ印)	□新たに農業経 □親(三親等以 新たな部門を開 □親の農業経営 □全体、	内の親 列始 を継承	族を含 3)の農 年	ま経営 か月	とは別	リに
(備	型とする営農類型 対表の営農類型 の中から選択)		の旧	i € ♥⊅ [<u>C</u> T A	71 PJ	<u> </u>	<i>W</i> 91		
	将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及	 · 7	 引労働H	 寺間 <i>0</i>		 ヨ 쾓)			
					現状		l	目標(年)	
		年間農業所得				千円				千円
		年間労働時間				時間				時間
		現	状				目標(年)		
	作目・部門名	作付面積 飼養頭数	4	E 產量		作付面 飼養頭		生	産量	
農業経営の規模に										

関 経営面積合計 す る 所在地 目標(現状 区分 地目 年) 目 (市町村名) 標 所有地 借入地 目標(現状 年) 作目 作業 作業受託面積 作業受託面積 生産量 生産量 特定作業受託 作目 作業 現状 目標(年) 作 業 受 託 単純計 換算後 事業名 内容 現状 目標(年) 農畜産物の 加工・販売 その他の関 連 · 附带事 業 生 型式、性能、規模等及びその台数 機械 • 施設名 産 現状 目標(年) 方 式 に 関 す る 目 標 経営管理に 関する目標 農業従事の態様 等に関する目標

目標を	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等	実力	施時期	事業	費	資金	名等
達成するために必要な措置				手 月		千円		
資	区分	資金名等		入時期	借入		借入多	条件
金調達計画			4	事 月		千円		
	氏 名 (法人経営にあ	代表者との続柄 年齢 (法人経営に		現場	犬 年間農業		見通し	農業
農	っては役員の氏名)	ては役職)			(日) (日)	担当第	英務 従事	日数 (日)
業経	21)	(代表者)			(H)			, H <i>)</i>
営の								
構								
成								
雇	常時雇(年間		現状			通し		人
用者	臨時雇(年間	実人数延べ人数	現状 現状			<u>見通し</u> 見通し		人人

\bigcirc	農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員	員(同号に掲げる者に
ßĘ	見る。)が有する知識及び技能に関する事項	

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注:法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。) ごとに作成すること。

	研修先	等の名称	Ē	听在地		専攻	• 営農部門
参							
考							
\smile							
技							
術•							
知	研修	等期間		年	月 ~	年	月
識							
\mathcal{O}							
習	研修内容等						
得	如形的合守						
状							
況							
	活用した						
	補助金等						

注:研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

	認定市町村名	認定年月日	備考
(参考) 他市町村の			
他市町村の			
認定状況			

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び 生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農 業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されてい る家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名 の後に(予定)と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営 を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の 場合は、年月日の後に(予定)と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。 なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、 親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。 該当する営農類型がない場合は、その他(○○)として、その他の営農類型名を○○に記載 する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来(経営開始後おおむね5年後)の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稲にあっては、耕起・代かき、田植 え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあっては

これらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2) の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作 目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷ 作業数」により換算した面積を記載する。
- エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載すると ともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を 記載する。
- 8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定と基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 10 「資金調達計画」欄には、目標を達成するために必要な資金毎に記載する。なお、「区分」 は、運転資金、機械整備、施設整備、農地造成等を記載する。
- 11 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名(法人経営にあっては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業 経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、 家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ 記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で 1日と換算する。
- 12 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 13 「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載す

る。

- ア 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等に おける教育・研修を記載する。
- イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を 記載する。
- ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を 記載する(他の欄は記載不要)。

別記

(備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

1 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜)

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、 露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営(農産物販売金額1位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合)の営農類型(例(2位の部門が麦類の場合):水稲+麦類)水稲+(麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他(○○)として記載する。(例1:その他(きのこ菌 床栽培)、例2(農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合):その他 (施設野菜+麦類))

青年等就農計画認定書

様

年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第14条の4第3項の規定に該当するため、適当であると 認定します。

年 月 日

防府市長

認定番号: 号

認 定 日: 年月日

認定の有効期間 : 年 月 日まで

青年等就農計画変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者住所 氏名<名称・代表者> 年 月 日生(歳) <法人設立年月日 年 月 日設立>

年 月 日付け 第 号で認定を受けた青年等就農計画について、変更したいので、 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項の規定に基づき、次のとお り青年等就農計画の変更承認を申請します。

1 変更する事項

変 更 前	変 更 後

2	理	由	

			青	年	等	就	農	計	画							
	就農地							農	:業経	営開始日	i	年	月	日		
	就農形態 該当する形態に レ印)	新たな [:] コ親の農	三親 部門 農業 □全	等以 引を開 経営 と体、	内の 開始 を継 ロー	親族承部		む。		同じ。)	の農	業経営が	とは兄	別に		
(備	をする営農類 対の営農類型 の中から選択)	型														
	将来の農業 経営の構想	(年間農	 坐示		 5 てド 白	 E.間 <i>学</i>	 	 寺間 <i>0</i>	ひ趙 オ	 大及び目	亜)					
		(HJ/IX)	<i>/</i> (<i>i</i>)	1 14 1/2		1617		現状	2 <u>7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	//////////////////////////////////////		目標(年)			
		左 BB 曲 型	4=11/	(FI				が小		7 III	F		+)	7 M		
		年間農業 年間労働				千円 時間						<u>千円</u> 時間				
		1 1/4/4	3 41		状					目標	票(年)		3 17.3		
	作目・部門名	名 作付面 飼養頭				生產	至量			作付面積 飼養頭数		生	産量	<u>.</u>		
農業経営の規模																
に	経営面積合計	-														
関する	区分	地目	(所在 (市町	E地 J村名	7)			現状			目標(年	Ξ)		
目標	所有地															
	借入地															
		作目		作	業		11.50		現状	1		1標(年			
	特定作業受託	11 H		- 11	<i>></i>		作業	受託	積	生産量	作業	受託面積	生	産量		
	付化仆未文式															

		1	芦目		作業		現状	7	目札	票(年)		
	作業受												
	託		単	純計									
			換	算後									
	農畜	音産物の	事業名	7	内容		現状	<u> </u>	目札	票(年)		
	その	・販売)他の関 附帯事											
生		滅・施設 /	名 —		型:	3数							
産方	1/94/1	,			現状			目標	標(年)				
式に関する目													
標													
		管理につきます。											
		事の態様											
目標を達成す	(施	事業内容 i設の設置 滅の購入 ^会	l l	規模	• 構造等	実施時	期	事業費	קיין	資金	金名等		
するために必要な						年	月		千円				
措 置													

資	区分		資金名等		借入時	謝	借力	人名	頁	借入条件		
金調達計画					年	月		Ξ	千円			
	氏 名		代表者との続柄			現				見i	通し	
	(法人経営にあ	年齢	(法人経営にあ	かつ			年間農業				年間農業	
曲	っては役員の氏		ては役職)		担当第	美務	従事日数	.	担当業	終	従事日数	
農業	名)		(代表者)				(日)				(日)	_
経			(1(3(1)									
営												
(T)												
構成												_
JJX												
												_
												_
												\dashv
雇	常時雇(年間	•	実人数		状		人		通し		人	
用	臨時雇(年間)	実人数		状		人	_	<u>通し</u>		人	
者			延べ人数	垷	状		人	見:	通し		人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月~ 年 月
上記の住所	

退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注:法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。) ごとに作成すること。

	研修先	等の名称	所在地		専攻·営農部門				
参									
考									
<u> </u>									
技									
術・					_				
知	研修	等期間	年	月 ~	年	月			
識		T							
0)									
習得	研修内容等								
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
状									
況									
	活用した								
	補助金等								

注:研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

	認定市町村名	認定年月日	備考
(参考) 他市町村の			
認定状況			

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年 月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び 生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農 業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されてい る家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名 の後に(予定)と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営 を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の 場合は、年月日の後に(予定)と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。 なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、 親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。 該当する営農類型がない場合は、その他(○○)として、その他の営農類型名を○○に記載 する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来(経営開始後おおむね5年後)の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
- ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稲にあっては、耕起・代かき、田植 え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあっては これらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る 収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委 託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び 生産量を記載する。
 - この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2) の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作

目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

- エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載すると ともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を 記載する。
- 8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定と基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 10 「資金調達計画」欄には、目標を達成するために必要な資金毎に記載する。なお、「区分」 は、運転資金、機械整備、施設整備、農地造成等を記載する。
- 11 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名(法人経営にあっては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあっては、家族農業 経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄に、代表者にあってはその旨を記載し、 家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ 記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で 1日と換算する。
- 12 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者 に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容 で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 13 「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等に おける教育・研修を記載する。
 - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を 記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を 記載する(他の欄は記載不要)。

別記

(備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

1 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜)

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営(農産物販売金額1位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合)の営農類型(例(2位の部門が麦類の場合):水稲+麦類)水稲+(麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏)
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他(○○)として記載する。(例1:その他(きのこ菌 床栽培)、例2(農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合):その他 (施設野菜+麦類))

改善指導書

第 号

年 月 日

様

防府市長

防府市青年等就農計画認定実施要領第7の規定に基づき、下記のとおり改善を求めます。 なお、正当な理由なく改善に向けた取り組みを行わない場合は、青年等就農計画の認定を 取消します。

記

改善指導内容

年 月 日

(宛先) 防府市長

申出者 住所 生年月日 連絡先

青年等就農計画認定取消申出書

年(年)月日付けで認定を受けた青年等就農計画について、下記のとおり 認定取消しを申し出ます。

記

1 認 定 番 号 号

2 認 定 日 年 月 日

3 認定の有効期間 年 月 日まで

4 申出の理由

第 号年 月 日

様

防府市長

青年等就農計画認定取消決定通知書

年(年)月日付けで認定した青年等就農計画については、(年 年)月日付けで提出のあった取消申出書の申し出のとおり、)認定を取消すことに決定したので通知する。

記

1	認定番号	号			
2	認 定 日	年 月	日		
3	認定の有効期間	年 月	日まで		
4	取 消 日	年 月	日		
5	取消しの理由				
6	取消し後認定期間	年 月	日 ~	年 月	日

行政不服審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、 この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、 審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者 防府市長)として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

(宛先) 防府市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

青年等就農計画の認定申請に係る個人情報の取扱いについて

防府市は、青年等就農計画の認定申請に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、青年等就農計画の認定のために利用します。

また、防府市は、青年等就農計画の申請者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、青年等就農計画の申請内容の確認、県等への報告等で利用するほか、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関

山口県農林水産部及びその出先機関、防府市農業委員会、(公財)やまぐち農林振興公社、JA、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業信用基金協会、日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

住所または所在地 氏名または名称 代表者氏名(団体)

農業経営開始届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所 氏名

次のとおり農業経営を開始したので届出します。

記

1 農業経営開始日

年 月 日

2 青年等就農計画認定書の記載内容

(1) 認 定 番 号: 号

(2) 認 定 日: 年 月 日

(3) 認定の有効期間: 年 月 日まで

3 農業経営を開始した時期を証明する書類 (添付書類名)

別添 1 **資金調達計画**

<u> </u>	则归	三十二																
No.		項目		令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	巨 令和 年
1		粗収益																
2	ı	経営費(減価償却費を含む)																
2		農業所得 1-2		C) (0) () () () 0	0	() () (0 0
		農外所得																
		農家所得 3+4		C) (0) () () () 0	0	() () (0 0
	ı	家計費																
	等																	
		租税公課																
		農家経済余	剰 5-6-8) (0) () () (0	() (0 0
10		新規就農資金				1					<u> </u>			-			1	
11		農業改良資金(
\vdash		青年等就農資金																
13		農業近代化資金()															
10		農業経営基盤強化資金(L)	<i>'</i>															
4-	1	農業経営改善促進資金(S)																
10	元	及木匠日歇日花色黄亚(5)																
	金										1				 		1	
1																		
10	ŀ	微 语	最元金合計	C) (1	0	0) () () () 0	0	() (1	0 0
	· 咨	T能限度額 9-19	보기나고 다 다															0 0
21	, je	土地				1	<u> </u>	1			1	, .				, .	1	0 0
22	固	上地 建物																
23	定	^{建初} 機械・設備				1		1			1				<u> </u>		1	
25	定資産	/效/灰 · 政//用						1		1	<u> </u>						1	
2□	産	田会	≦資産小計	C			0	0	0 () () C	0	() C		0 0
-		資金不足額 20-25	: 寅座小訂															0 0
					, (1	U	1) (, .	, .	, ,	U		, (, .	1	0 0
	足足	減価償却費	⇒l 00.07				0	0) () (0	(0 0
		小	計 26+27) ()	U)) () () () (0) () <u> </u>	1	0 0
2□		新規就農資金				1											1	
30		農業改良資金(1		-									1	
31	資	青年等就農資金	`					-			<u> </u>						1	
32		農業近代化資金()															
	金	農業経営基盤強化資金(L)																
3□	調	農業経営改善促進資金(S)																
J	p/PJ																	
3□	達														1		ļ	
3□						ļ					ļ							
3□		自己資金									ļ							
3□			全調達計	C				~) (,					<u> </u>		1	0 0
				C) (_) (0 0) (0	C) (0 0
41 1/2	く年~	-の繰越		C) (0)) (0	(0	0	((0		0 0

借入金償還元利表

No.	資金名	供入殖(田)	庙泾日的	供 3 年 日	坪黑 期 則	禮 澤 期 則	4山	」 率 完済年月		令和 年	=		令和 年	<u>:</u>		令和 年	
INO.	貝並石	旧八領(口)	(大)	旧八十月	1/6 巨朔 1	貝逐朔則	小山一干	元何千万	元金(円)	利子(円)	計(円)	元金(円)	利子(円)	計(円)	元金(円)	利子(円)	計(円)
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
										0	0		0	0		0	0
	合 計	0							0	0	0	0	0	0	0	0	0

N.		令和	年	ŕ	介和 年			令和 年	i		令和 年	i		令和 年			令和 年	
No.	元金(円)	利子(円)	計(円)															
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	·	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

N-		令和	年	ŕ	介和 年		,	令和 年	i		令和 年	-		令和 年			令和 年	
No.	元金(円)	利子(円)	計(円)															
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別添3

労働時間・分配

			1			2			3			4			5			6			7			8		9			10		1	1		12		合計
	区分	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中 -	下	上「	≠下	上	中	下	上	中	下 .	Ŀ ¤	卢下	上	中	下	百百
	(記入例) 水稲 240a 必要労働時間:hr														21	2	O- 61		⊚ 67	12	12 3	31	35 ;	31 4	5 34	12		34								479
品目																																				
・作型																																				
作型別等に																						_														
による																									\perp											
よる労働時間																																				
間																																				
业	公要となる労働時間の合計:hr																																			
労	本人																																			
労働時間																						4														
間																					_	4	_		-					4	_					
の配																			-			+			+					+			┢		+	
配分方法	<u>展</u> 用																					1														
法	雇用																					1			T			Ī		1					T	
確	保可能な労働時間の合計:hr																																			

別添4 **家畜導入計画(肥育牛)**

No	名 称 等	頭数			2	令和	ı	年							令	和		年							숚	介和		年							令	·和		年							令	·和		年			
NO	和 柳 寺	妈奴	1	2 3	4	5 6	5 7	8	9 1	0 11	12	1	2 :	3 4	1 5	6	7	8	9	10]	11 12	1	2	3	4	5 6	7	8	9 :	10 1	11 12	2 1	2	3 4	5	6	7	8 9	9 10) 11	12	1	2	3 4	1 5	6	7	8	9 :	10 1	1 12
1																																																			
2																																																			
3													Ī																	Ī																					
4			Ħ									T										П										T																		Ī	\Box
5			Ħ			T						Ħ	T	T	T	T				1	T	T			T	T				T	┪	T		1				T	T	T			T	T				T	Ī	Ť	
6			Ħ			Ī						Ť			İ	İ				Ī		T			Ī																			T						Ť	\dagger
7			H	╁	\Box							T										t										t																		Ŧ	$\dagger \dagger$
7			H	1		+		H	_	-	\vdash	H	1	_	╫	1				_	-	H			-	1	-			1	+	$oldsymbol{+}$		_			H	1	╫	1	H	\vdash	+	+				1	1	+	+
8			H		$oxed{+}$	+				_	H	H	1	╁	╁	╁				1		Н			+	-				1	+	+		_	_			+	╁	1		H	1	1				1	1	+	+
9			H		H	+				_		Н	+	+	╀	╀				-	_	H		-	+	╀	-			+	+	lacksquare		_	+			+	╀	-		-	+	+	_			-	1	+	\blacksquare
10			H	-		╀				╀		Н	+	+	╀	╄				+		H			+	╀	+			+	+	lacksquare		_	+			+	╀	╀		1	+	+	+	-		4	-	+	₩
11			H	_	₽	_			_		L		_	_	1	1	_	_		_	_	L		_	_	_	_			_	4	L		_	_			_	_	_		H	4	_	_	-		_	_	_	╝
12			L		⇊					↓	Щ	Щ	_		╧	Ļ	<u> </u>	_		_	_	L	_	_	ᆜ	┇	<u> </u>		_	_					<u> </u>				_	Ļ			_					_	_	_	Ш
13												Щ																																							
14																																																			
15																									ı																								Ī		
16													Ī																	Ī																			I		
17																																																			
18			Ħ						Ī				Ī							Ī										Ī		T																	Ī		\Box
19			Ħ			Ť			Ī			T	Ī	T	T	T				T	Ī	T			Ť					Ī		T						Ť	T	T		Ť	Ť	Ť				Ť	Ī	Ť	\Box
20						Ī										İ						T			Ī							T											Ī					Ī	Ī	T	
	導 入 頭	数		•		-	頭		•	•						Ţ	項										頭		-		•			_		豆	頁 頁									5	頃				
	出 荷 頭						頭										頊										頭									豆	頁									5	頁				
	事 故 頭						頭										項					Ī					頭									豆											— 項				\neg
	常時飼養頭						頭										頭										頭									豆											質				

[※] 凡例を記入のこと

別添5

減価償却表

| 区分 取得毎月 所用年数 (再評価価額) 経過 将来 計 ① 残存価格 (資料) 報通 機力対象価格 (資料) (日本) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ② (金) ○ 令和 年 令和 |
|--|---------|
| 区 分 | 令和 年 令和 |
| ① ② ③ ④=①-③ ④÷② 令和 年 令和 年 令和 年 令和 年 令和 年 令和 年 令和 年 令和 年 | 令和 年 令和 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 1 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合 計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 0 (|
| | - |

農業	传構造分析表 令	<u>和</u>	年 出 →	<u>月</u> 日	~ 至	年 年		日		ウミル ち	nr +;	増殖額	粗収益	Е
	↓ 投 入					経営	部門			家計仕向	販売	増加額	B+C-	
	作目	面 積 頭羽数	総生産量						(内部仕向) 計 A	В	С	D	金額	%
									0				0	#DIV/0!
経									0				0	#DIV/0!
営									0				0	#DIV/0!
部									0				0	#DIV/0!
門									0				0	
1 3														
	計	-	<i>#</i> .	0	0	0	0	0	0	0 収益性につい	の () () () () () () () () () () () () ()	0	0	#DIV/0!
	素	苗							0	収益性につい (各作物の単	ての特記事項 収、販売単価、	その他)		
		학 학	<u></u> 費						0					
		<u>ドロール</u> 薬 斉							0					
		() ()	費						0					
生		<u>動</u> 大 ・ 小 農							0					
	土地改良	· 水							0					
産	賃 借 料		料 金						0					
		金 · 薬							0					
費	建 物 施 i 農 機 具	<u></u> 後 修							0					
	雇用	労	賃						0					
用		小 計	17.	0	0	0	0	0	0					
Л	建 物 大 農	. 機	施 設具						0					
	仙	植							0					
	(f) 力	家	畜						0					
	費 ② /	小 計		0	0	0	0	0	0					
	③ 合計	· (①+②)		0	0	0	0	0	0	_				
販		Y N	 費	Ū.	0	0	U	0	0					
売	運		賃						0					
費用		以 ⇒1.	料	0	0	0		0	0					
	支払	<u>小 計</u> 利	子	0	0	0	0	0	0					
管	支 払	地	代						0					
理	保 険 料 ・ 農 作 業		掛 金 料 費						0	-1				
費	事	务	費						0					
		多 紹	費						0					
用		租 税 <u></u> 小 計	公 課	0	0	0	0	0	0					
	⑥ 経営費合計)	0	0			0	0					
	農業	所 得		0	0	0		0						
	所 得	率 (%)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!					